

契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和6年4月1日以降に新規契約を締結する案件から、契約の保証及び前払金保証について、電子による取扱いを開始します。（電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。）

具体的な電子化による取扱いについては保証事業会社（※）に確認した上で、手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

※保証事業会社... 西日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社

電子化の対象となる保証証書

前払金保証
(中間前払金含む)

→ ① 前払金保証証書 (引受先：保証事業会社)

電子化対象

契約の保証

→ ② 契約保証証書 (引受先：保証事業会社)

電子化対象

電子化による取扱いのイメージ



* 電子化対象の保証事業会社以外の履行保証は、従来通り「書面」となります。

⑤ 「認証キーの提出」方法等について

- ・ 契約保証については来所（契約締結）日の前日までに「保証契約番号」及び「認証キー」を発注者（担当課）にメールで提出してください。来所の当日に送信される場合は来所前に電話連絡をお願いします。契約締結日の期日は仕様書に記載されたもの又は担当課へご確認ください。
- ・ また、前払金の請求書（押印不要）については、メール送信していただく際に、あわせてお送りいただくことも可能です。

○メールの送信方法

- ・ メールアドレスは別紙をご覧ください。
- ・ メールの件名：該当工事（業務）名
- ・ 送信内容：保証契約番号、認証キー、保証の種類（契約保証・前金保証・中間前金保証）、業者名、担当者名、電話番号

別紙

土木課：doboku@city.masuda.lg.jp

都市整備課：toshi@city.masuda.lg.jp

建築課：kenchiku@city.masuda.lg.jp

地籍調査課：chiseki@city.masuda.lg.jp

農林水産課：noshin@city.masuda.lg.jp

教育総務課：kyoiku@city.masuda.lg.jp

水道部：suido@city.masuda.lg.jp

下水道課：gesui@city.masuda.lg.jp

上記以外のメールアドレスについては、直接担当課にご確認ください。